

居宅介護支援事業所 指定申請の手引き

令和7年9月

渋谷区介護保険課

1 指定条件

(1) 人員、設備等基準の確認

事業者は「渋谷区指定居宅介護支援等の事業の運営に関する基準等を定める条例」に定める人員、設備及び運営基準に従い、サービスを提供しなければなりません。十分に基準を理解した上で事業計画を検討してください。

(2) 建築基準法・消防法等上の確認

①建物について建築基準法上の制限があります。

事前に建築課（03-3463-2729）へ相談してください。

②消防設備について消防法上の制限があります。

事前に所轄の消防署へ相談してください。

(3) 法人格の確認

居宅介護支援事業の申請者は、法人格を有している必要があります。

社会福祉法人、医療法人、社団法人、財団法人、特定非営利活動法人などの法人設立は、東京都へ相談してください。（法人の種類によって所管部署が異なります。）ただし、社会福祉法人の設立を希望し、渋谷区に本部を置き、渋谷区内にのみ施設を有する場合は、地域福祉課指導検査係（03-3463-3362）へ相談してください。

2 指定申請について

(1) 提出書類及び提出方法

渋谷区ホームページに掲載している「指定申請に係る必要書類一覧」を確認の上、必要様式をダウンロードし、作成してください。

原則、電子申請・届出システム（[電子申請・届出システムについて | 介護 | 渋谷区ポータル \(city.shibuya.tokyo.jp\)](#)）よりご提出ください。

※電子申請が難しい場合は、個別にご相談ください。

(2) 提出期限

指定希望日が属する月の前々月の15日まで

修正や差替えの対応は、指定希望日が属する月の前々月の末日まで

(3) 提出に係る留意事項

- 指定日は毎月1日です。
- 提出期限に間に合わない場合は、希望する指定日での開設はできません。
- 受付期間末日が土・日・祝日の場合は、直前の開庁日が提出期限となります。
- 提出受理は、指定の確約ではありません。

(4) 審査

申請内容が人員、設備及び運営基準等を満たしているか審査を行います。
必要に応じてヒアリングを行います。

(5) 指定

指定要件を満たしていると判断された場合に指定を行い、法人あてに「指定通知書」を郵送で通知します。

※再発行はいたしませんので、大切に保管してください。

(5) 公示

渋谷区居宅介護支援事業所に指定した旨を告示します。

(6) 情報提供

渋谷区の地域・社会資源情報検索システム等に指定事業所の情報提供を行います。

(7) 住居表示の届出

事業所を新築した場合または一部改築して出入口が変わった場合には、住居表示の届出が必要になりますので、事前に地域振興課施設係（03-3463-1639）へ相談してください。

3 留意事項

(1) 定款について

申請時に、定款の目的に提供するサービス事業が記載されており、法人の行う事業として位置付けられている必要があります。

(2) 登記簿謄本について

申請する事業目的が記載された3か月以内に発行の登記簿謄本（現在事項証明書又は履歴事項証明書のどちらでも可）が必要です。

(3) 事業所の準備体制の整備について

物件未契約、備品等未納入の場合は申請書の受理はできません。契約等完了後に申請をしてください。

